



他業種で働いていた方の障害福祉分野への就職を応援します

障害福祉分野で働いてみませんか？

障害福祉分野就職支援金のご案内

障害福祉職員の「障害福祉分野就職支援金」とは

- ▶ 障害福祉のお仕事に就職するための準備経費に係る費用について、**最大20万円**をお貸しします。
- ▶ 貸付金は2年間障害福祉職員として業務に従事することで**返還が全額免除**されます。
たとえば、このような費用にご利用いただけます。

				
子どもを預けるための費用	研修会受講料や図書費、 介護福祉士試験受験手数料等	転居に伴う費用	通勤用自転車・バイク等購入費	介護ウェアなどの 業務用被服費

申請期間：就職した日の属する月の翌々月末まで

<申請条件>

- ① 就職した日の属する月の翌々月末までに申請できる方
※ 月末日が土日祝日の場合はその前の平日まで
- ② 他都道府県が実施する当該貸付及び国庫補助による貸付制度（生活福祉資金等）を借り受けていない方

ご利用条件について

次の要件を全て満たす方が「障害福祉分野就職支援金」の対象です。

- (1) 次のいずれかの研修を受講し、修了した方（※）
 - 介護職員初任者研修
 - 居宅介護職員初任者研修
 - 障害者居宅介護従業者基礎研修
 - 重度訪問介護従業者養成研修（基礎、統合及び行動障害支援いずれかの課程と応用を受講すること）
 - 同行援護従業者養成研修（基礎、応用を受講すること）
 - 行動援護従業者養成研修
- (2) 障害福祉サービス事業所若しくは施設に就労した又は就労を予定している方
- (3) 障害福祉分野就職支援金利用計画書を提出した方
- (4) 再就職準備金又は介護分野就職支援金の貸付を受けたことがない方
- (5) 他業種で働いていた方（前職が、障害福祉職員でないこと）
- (6) 予め福島県福祉人材センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行った方
※ 就労と同時に研修を受講し、就職後1年以内に研修修了証を提出すれば対象となりますので、事前にお問い合わせ先にご相談ください。

お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 人材研修課 福祉サービス支援室（TEL：024-523-1256）
HP：<https://www.fukushimakenshakyo.or.jp/>

「障害福祉職員」とは

障害者総合支援法、児童福祉法、身体障害者福祉法に基づき、下記に該当する施設・事業所において、主たる業務が障害福祉サービス利用者に直接サービスを提供する者をいいます。

※介護保険法に基づきサービスを実施する施設・事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等の業務である者は対象となりません。

※「主たる業務が障害福祉職員の業務」には、相談業務や施設長業務は含まれません。

法 律	サ ー ビ ス 種 別	
障害者総合支援法	第5条第1項	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助
	第5条第18項	基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、サービス利用支援、継続サービス利用支援、一般相談支援事業所、特定相談支援事業所
	第5条第27項	地域活動支援センター
	第77条・78条	地域生活支援事業所
	第77条の2	基幹相談支援センター
児童福祉法	第6条2の2	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助、障害児相談支援、
	第7条第2項	障害児入所施設、指定発達支援医療機関
身体障害者福祉法	第4条の2	身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、盲導犬訓練事業
	第5条	身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設

返還の免除について

福島県内で障害福祉職員の業務に2年間従事した場合等に、貸付金の返還が免除されます。
※研修未修了者は、研修を修了した日から2年間従事することが条件です。

福祉人材センターへの届出・登録方法

「福祉のお仕事」で
検索してください。

福祉のお仕事



申込みから返還免除までの流れ

